

水道に係る排出量

1. 届出外排出量として考えられる排出

浄水場で水に注入された塩素等と有機物との反応により水道水中で微量ながら消毒副生成物であるトリハロメタン等が生成される。家庭や工場などの水道水の使用を通して発生するトリハロメタンについて推計を行う。なお、「水道統計」の需要分野と推計区分の対応は表1のとおりとする。

表1 水道の需要分野と推計区分との対応

「水道統計」の 需要分野	全国の届出外排出量		
	対象業種	非対象業種	家庭
専用栓	家庭用(一般)		○
	家庭用(集合)		○
	営業用	○	
	工場用	○	
	官公署・学校用	○	
	公衆浴場用	○	
	船舶用	○	
	その他	○	
共用栓			○
公共栓		○	

注1:水道中のトリハロメタンは製品の要件(含有率1%以上)に該当しないため、届出の対象にならず、届出外排出量として推計する。

注2:「営業用」はすべて「非対象業種」に割り振ったが、その中には洗濯業や写真業など「対象業種」が一部含まれている。

注3:「官公署・学校」はすべて「非対象業種」に割り振ったが、その中には大学の理科系学部や下水処理場など「対象業種」が一部含まれている。

注4:「専用栓」は一つの蛇口を単一の世帯等が専用に使うもの、「共用栓」は一つの蛇口を複数の世帯で使用するもの、「公共栓」は公園、公共便所等の公共の用に供せられるものを指す。

2. 推計を行う対象化学物質

水道水中で生成されるトリハロメタンのうち対象化学物質に該当するクロロホルム(物質番号:127)、ジブロモクロロメタン(物質番号:209)、ブロモジクロロメタン(物質番号:381)について推計を行う。クロロホルムの約70%、ジブロモクロロメタンの約32%、ブロモジクロロメタンの約56%は大気へ排出され、残りは水域への排出とする。

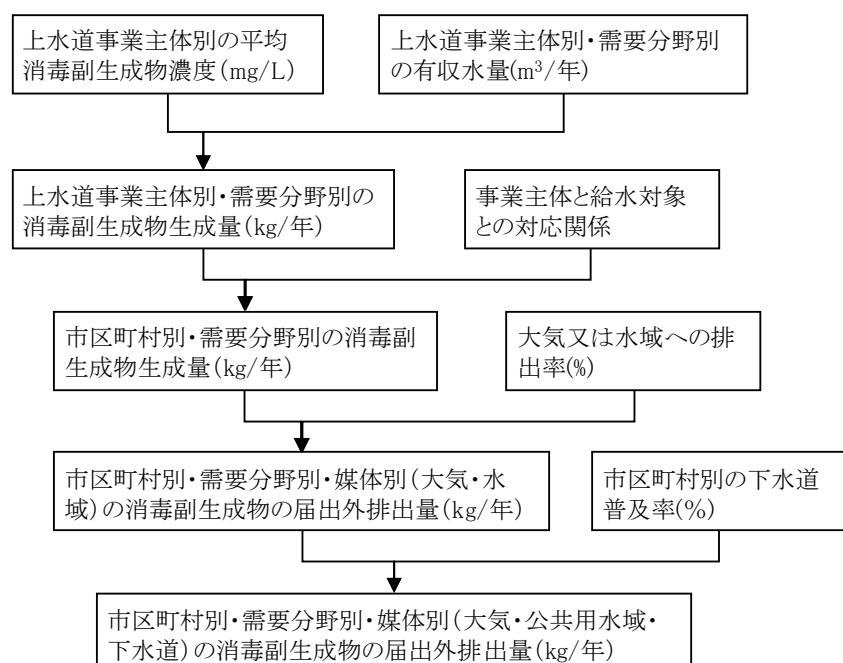
3. 推計方法

水道統計から得られる上水道事業主体別・需要分野別の有収水量(浄水場から供給される水量で料金徴収の対象となるもの)と上水道事業主体別の消毒副生成物の平均濃度から、市区町村別・需要分野別の消毒副生成物の生成量を推計した。これと、文献から得られる消毒副生成物の大気と水域への排出率、市区町村別の下水道普及率から、市区町村別・需要分野別・媒体別の消毒副生成物の排出量を推計した。

図1に水道に係る排出量の推計フローを示す。

なお、図2に示すように、事業主体によっては、別の市区町村へ給水する場合などがあり、有収水量と実際の給水量が異なる場合があるため、水道統計のデータを用いて補正を行った。

なお、平成23年度は東日本大震災による影響が把握できなかつたことから補正を行わなかつたが、その後公表された統計データによると一部の被災地域では有収水量が大きく減少していることが確認できた。平成24年度は震災影響がほぼ解消されたと見込まれるもの平成23年度の統計データを用いるため、震災影響を取り除く補正を行つた。



注1:事業主体とは市町村や一部行政組合等である。

注2:需要分野とは「家庭」、「工場」、「非対象業種」を示す。

図1 水道に係る排出量の推計フロー

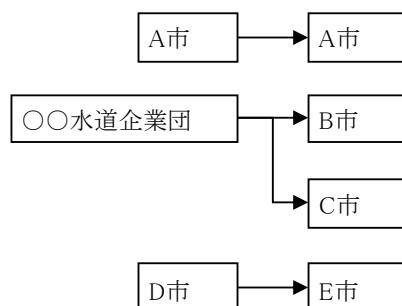


図2 水道に係る事業主体と給水対象との対応関係のイメージ

4. 推計結果

水道に係る排出量推計結果を表 2、図 3、表 3 に示す。水道に係る対象化学物質(3 物質)の排出量の合計は約 134t/年と推計される。

表 2 水道に係る排出量の推計結果(平成 24 年度;全国)

対象化学物質		排出量(t/年)			下水道への 移動量(t/年)
物質番号	物質名	大気	公共用 水域	合計	
127	クロロホルム	58	7	65	18
209	ジブロモクロロメタン	18	11	29	26
381	プロモジクロロメタン	32	7	39	19
合計		108	25	134	63

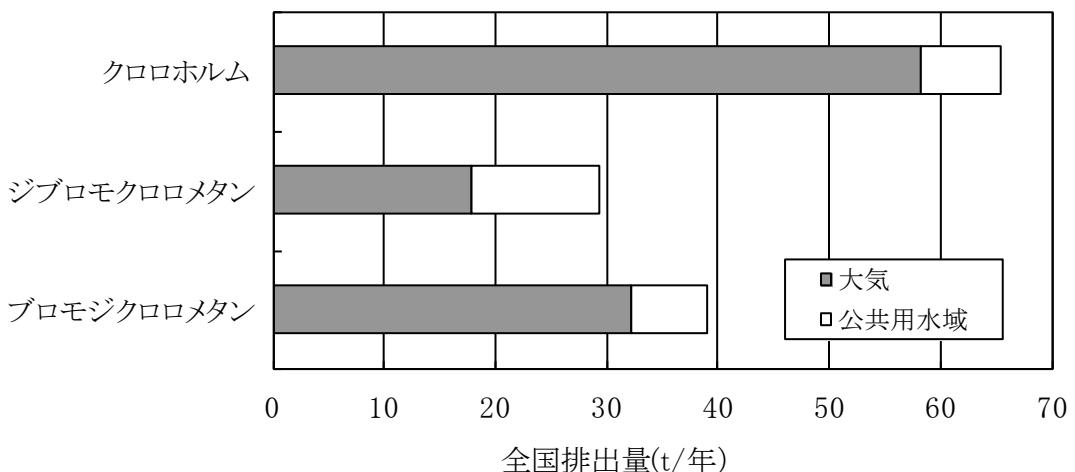


図 3 水道に係る排出量の推計結果(平成 24 年度;全国)

表 3 水道に係る排出量推計結果(平成 24 年度;全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
127	クロロホルム	2,540	12,886	49,984		65,410
209	ジブロモクロロメタン	1,094	5,934	22,257		29,286
381	プロモジクロロメタン	1,476	7,761	29,768		39,005
合 計		5,111	26,581	102,009		133,701

注:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。